

「公的統計の総合的品質管理を目指して」（建議）で指摘された改善策のうち、毎月勤労統計調査への関連性が高いもの

○PDCA サイクルによるガバナンスの確立

- ・各府省において、調査実施後（又は定期的）に統計幹事の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について点検・評価を行うことをルール化する。
- ・点検・評価を踏まえ、必要に応じて、業務マニュアルの修正、調査計画の改定、利活用が低調な調査の中止や調査事項の削減等の措置を講ずる。
- ・点検・評価結果は、総務省に提出するとともに、各府省のホームページで公表する。

○統計作成プロセスの適正化

- ・調査の特性を踏まえつつ、システムによるエラーチェックの実施を徹底する。（書面調査によると、集計段階のチェックは、目視のみで実施）
- ・統計幹事の下で、調査担当から独立した分析的審査担当官が、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、調査担当が行う外部からの疑義照会への対応や、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策検討状況の管理等を実施する。
- ・名簿提出等による調査員の任命状況の確認、統計調査員による適切な調査を確保するための措置（研修の実施や指導員による巡回等）を行うべきことについて、調査の事務手引き等において定めることとする。
（書面調査によると、調査員の任命状況の確認は行っておらず、「指導員等の巡回による実施状況の把握」、「現場に職員を派遣しての実施状況の把握」、「業務の節目及び完了時の報告聴取」はいずれも実施されていない）

○統計の仕様・品質に関する情報開示（「見える化」）等による外部検証可能性の確保

- ・ブラックボックス化しやすい標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等（母集団の規模及び標本の調査対象数の情報を含む。）の情報について、調査計画に参考情報として記載することとした上で、全統計（基幹統計及び一般統計）の調査計画を一元的に閲覧可能な形でインターネット上に掲載する。
- （書面調査によると、H31.2 時点で「調査方法」の情報開示スコアは「1」、
「標本設計」、「集計・推計方法」、「標本誤差」の情報開示スコアは「2」）

- ・統計法等の一部改正法（平成 30 年法律第 34 号。令和元年 5 月 1 日施行）により、調査票情報の 2 次利用の範囲が拡大されたことを踏まえ、調査票情報の利用を一層推進する。

（書面調査によると、29 年度における調査票情報等の 2 次的利用は 3 件、オーダーメイド集計は 0 件、匿名データは作成されていない）

○調査関係データの保存

- ・結果数値の誤り等が発生した際に、過去にさかのぼって再集計が行えるよう、推計乗率等の補助情報を含む必要なデータの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を担保する。

（書面調査によると、メタデータは存在するがデータの保存の定めは不明確。母集団復元情報については 1 年以内に廃棄。また、地方調査の調査票情報（電磁的記録媒体に記録したもの）は、3 年保存の後に廃棄）

○情報システムの適正化

- ・「ブラックボックス化」しているシステムについては、仕様書等を早急に整備するとともに、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。

（書面調査によると、集計システムについては内製されており、COBOL や C 言語等がソースプログラムに使用されている。調査変更時のシステム面での問題として、「累積値を計算に使うなど処理内容が複雑な上、調査開始以来、変更の度、微修正を加えて使い回しているため処理が複雑化しており、全容を把握するのに熟練を要する」との理由から、何を直すべきか分からない点が挙げられている。）